

第十六回国会 厚生委員会 議 録 第二十五号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君

越智 茂君

山口六郎次君

萩元たけ子君

岡 良一君

亘 四郎君

出席政府委員

厚生事務官

(保険局長)

厚生技官(医

務局長)

委員外の出席者

参議院議員

林 了君

専門員

川井 章知君

専門員

引地亮太郎君

専門員

山本 正世君

七月二十三日

委員杉山元治郎君辭任につき、その補欠として中井徳次郎君が議長の名で委員に選任された。

七月二十四日

委員有田八郎君及び中井徳次郎君辭任につき、その補欠として大橋忠一君及び伊瀬幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十三日

西山温泉を温泉地に指定の請願(鈴木正文君紹介)(第五二九八号)

健康保険の療養期間延長等に関する

第一類第八号

厚生委員会議録第二十五号 昭和二十八年七月二十四日

請願(加藤鑛造君紹介)(第五二九九号)

国立療養所職員増員並びに待遇改善に関する請願(長谷川保君紹介)(第五三〇〇号)

準人保健所横川支所を本所に昇格の請願(池田清志君紹介)(第五三〇一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日雇労働者健康保険法案(八木一男君外十名提出、衆法第六号)

歯科医師法の一部を改正する法律案(林了君提出、参法第三号)(予)

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず現在予備審査のため付託になつております歯科医師法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りま

す。まず提案者より趣旨の説明を聴取したいと存じます。提案者参議院議員林了君。

歯科医師法の一部を改正する法律案

歯科医師法の一部を改正する法律案

法律

歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○林参議院議員 ただいま議題となり

ました歯科医師法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

歯科医療の本質は、歯科領域の疾病の診療にあり、人体全体を対象としたものではないかといわれておりますが、歯科医療の一部門であるといわれる口腔外科におきましては、その治療中に大出血等のために死亡という事実がまれに生ずるのであります。かような場合に、現行法のごとく、歯科医師みずから死亡診断書を交付することができないことになっておきます。口腔外科を担当する歯科医師の責任の所在の明確を欠くおそれがあるとともに、現代歯科医学がますます一般医学とともに進歩しつつある現状よりわが国歯科医学の発達を阻害しておることになるのであります。

さらに、歯科医師は、医師とともに国民医療の担当者として、解剖学、生理学及び病理学その他の一般基礎医学に対しても一定の学識を修得しておるのであります。みずから診療した者に対して死亡という現象が生じた場合にもその正確な判断を下す能力を十分有しておるのであります。従いまして死亡診断書の交付の能力を十分有しております歯科医師に對しましてその交付を認めますことは、歯科医療の向上の点から見ても重要な意義を有するものであると信じて、ここに本改正案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決

くださるようお願い申し上げます。

○小島委員長 次に本案の質疑に入ります。柳田秀一君。

○柳田委員 この歯科医師が死亡診断書を交付することが法的にできるでないというようなことは、従来の旧法の場合にはどうなつておりましたか。

○林参議院議員 旧法では、医師も歯科医師も同じような条文になつておりまして、求めがありました場合には死亡診断書を交付できるというようになつておつたのであります。しかしこの問題がアメリカの進駐を見ましてから、特に日本人の口腔の状態が、前の方に金冠をかぶせたりして、このようにするものを見まして、彼らはこういうような方面をまず歯科医学の点で検討すべきではないかというようないろいろの意見がございまして、この点をおそらく政府の方へ要請をされて、こういうことをまず第一に取上げべきだ、だから死亡診断書という問題についてはあまり考えない、こういう方面をよく検討してやつて行つたらどうかというふうな意見があつたと私は信じておるのであります。従つて従来そういうものがありましては、かかわらず、さらに歯科医師は死亡診断書を交付してはならないというふうな、十九条の第三項でございまして、それをいれてあるのでございまして、これによりまして、全般的な歯科医といふことよりも大学あるいは特に口腔外科のこれを専門的に業としてお

る人たちが、自分の責任という問題をよく考えてみましたときに、十分なる自信と責任を感じてやり得るようになつてほしいという意見がございまして、今日この改正案を提出した次第であります。

○柳田委員 医務局長にお尋ねしますが、従来の法律ではこの辺のことが少し不明確でなかつたか、別にこういうような禁止事項はなかつたが、特にこれに對しては何ら条文をうたつてなかつた。診断書を出してもよろしいが、別にそれを出さなくてもよろしいと書いてない、出してはならないとも書いてなかつたというふうな了解しておりましたが、どうでございましてか。今の御説明のように占領政策の間にならぬという禁止事項ができたのはわかりましたが……

○曾田政府委員 旧法とおつしやいましたのはおそらく戦前のことで、あつたのは了解いたすのでありますが、国民医療法におきましては、仰せの通り死亡診断書については出さなければならぬとか、出してはならぬとかいうことを明確に指示してはなかったのでございますが、この点につきまして指示照会が果から参つておるのでございまして、これに對する本省の回答をいたしまして、歯科治療中に大出血をして死亡したという場合には、死亡診断書を出してよろしいということを回答いたしております。こういう関係から歯科医師も死亡診断書を書けるとい

うふうに了解できると考えておりま
す。

○柳田委員 提案者あるいは医務局で
もどちらからの御答弁でもけつこうで
すが、歯科医師が死亡診断書を交付し
てはならないというような禁止事項が
ほかの欧米各国にも立法上ございま
すかどうか。さらに歯科医師の死亡診断
書交付に関するこれに類似の立法で、
欧米各国の実情等は如何にして存じ
ませんので、その辺のところを御明示
願えたらどうかと思っております。

○曾田政府委員 私どもの方で調査を
いたしました限りにおきましては、明
確に歯科医師は死亡診断書を書くこと
ができないという禁止事項を設けてお
りますものは承知しておらないのでご
ざいます。アメリカ等におきましても
その辺がはつきりとは現われておりま
せん。ただ実情といたしましては、歯
科医師が作成いたしました死亡診断書
というようなのはきわめて少ない、ほ
んどないといつてよろしい実情にあ
るといふふうに心得ます。

○柳田委員 実際問題として今御説明
のように、歯科に関する限りの死亡診
断書というものは非常にその数が少い
と思うのであります。それで、それは過
去をさかのぼつた何年でもよろしい、
一年でも三年でもよろしいが、どれく
らい完全に歯科の領域に関するもので
死亡した、従つてこういうような法律
の禁止事項がなければ、当然歯科医師
の手によつて死亡診断書が交付せらる
べきものと承されるような実例が何
例くらいありましたか、それが非常に
少ないことであるが、それが非常に
一年でその事例がなかつたとおつしや
いますならば、過去五年でもよろし

い、そういうようなデータをお伺いし
たい。

○林参議院議員 今の過去何例あつた
かという調査は、私の方でははつきり
とお答えはできません。しかし歯科疾
患が原因でさようなことを起した例は
何例かはあります。きわめてまれ
であります。おそらく一年に一つある
かないかじやなからうかと私は考え
てゐるくらいであります。

○柳田委員 私は別にこの法案に反対
するわけではございませんから、その
つもりでお聞き願ひたいのですが、こ
ういふような、事例がごくまれのまれ
であるというふうなもののために特別
に立法するというに、多少私は疑
点もありますと同時に、そういう特例
のもののためにまた禁止事項を設ける
ことも、逆説的に疑問があると思つ
てあります。同じことでもあります。従
いまして提案者においても、立法する
以上はもう少し正確な数字あるいは資
料等をおそろえになつておく必要があ
るのじやなからうかと一応は考えま
す。さらに死亡診断書は、現在直接死因
と間接死因とにわけて記載することに
なつておりますが、さらに歯科領域に
関する限りのこういうような死亡診断
書を出される場合に、直接死亡という
ものはどういふような病名になります
か、その辺のところもひとつ御明示を
願ひたい。間接原因はいら／＼とある
わけでありまして……

○林参議院議員 先ほどの、今までに
幾つくらいあつたかということであり
ますが、それは大体において民間開業
医のところには比較的少ないのであり
ますが、大学あたりの歯科外科あるい
は口腔外科をやつてゐる人たちは、こ

問題に対してはどうしても深く慎重に
取組まなければならぬ問題でありま
す。同時に今御質問がありました直接
と間接と申されましたが、たとえ
ば拔牙をするという場合に、出血
性の疾患があるとかないとかいふこと
は、これはわからない場合がございま
す。そういう場合には非常に迅速に來
るために、たとえ拔牙を抜く場合でも
奥の場合と前の場合と違ひますし、ま
た非常に骨の中に埋つてゐるような複
雑なものも抜く場合と単純なものも違
ひます。そういう場合におきまして、血
管の損傷あるいはその他血液疾患によ
りまして、大出血が来るということに
よるふだんに見る例であります。こ
れは死亡を見た例もございます。その
ほかに関接の問題が相当ございます
が、かような場合には歯科医師といた
しまして、当然その場合には普通の
専門医師を呼びまして、その処置をお
願ひするということになつてゐるので
あります。大体出血性疾患の場合が
多いのじやなからうか、かように考え
ております。

○柳田委員 そうすると大体この提案
理由に書いてありますように、出血に
よる死亡とか、そういうものが主にあ
らうかと思つておりますが、たとえ
ば下顎にがん腫ができる、このがん腫
の摘出手術は相当大がかりな手術にな
ります。こういふようなことは現在
口腔外科専門の歯科医師の手でおや
りになつてもよろしい。普通の一般外科
医の手でやつてもよろしい。こうい
ふふうになつておりますが、どうで
すか。

○曾田政府委員 下顎あるいは上顎の
がん腫の例をお引きになりましたが、
かような場合には、それが上顎、下顎
に限局しております場合に限つて歯科
医師の治療を認めるといふことになつ
ております。

○柳田委員 下顎、上顎にがん腫が限
局するといふ判断は、これはがんの性
質上おそらく不可能と思ひますが、そ
ういふ場合に、さらに大部分が上顎、
下顎の場合においては、当然私は歯科
医師がおやりになつてゐるのじやな
からうかと思ひますが、別にそれは立
法的な禁止措置をとられておられわけ
ですね。そういうふうな理解してよろし
いか。

○曾田政府委員 私今申し上げました
ように今日解釈をされてゐるのであり
ますが、実際問題といたしましては、
仰せの通り、相当な苦痛の訴えを患者
が持つてゐるといふような場合には、
上顎、下顎に限局せずして、他の淋
腺等に転位を生じてゐるといふよう
な場合もあるかと思つてゐるもので
して、これはもちろんその患者の個々
の状況によつて違ひますけれども、相
当のものでありましたらば歯科医師
でしかるべきものと私は考えており
ます。

○林参議院議員 それから先ほどの点
でちよつと補足させていただきます
ですが、出血ばかりではありませ
ん、たとえば歯肉腫瘍の治療手術をす
るといふような場合に、あるいはまた
普通の単純な注射拔牙をいたしますと
きに、心臓麻痺といふ場合があります
障害によるショックによりまして亡
なつた場合もございます。そういう場
合も想像されます。

るかという問題について御質問がござ
います。政府委員から回答がござい
ましたが、この問題はあとのことを考
えなければならぬということが、歯科
の医療では非常に重大でございま
す。と、あとの咀嚼の機能を回復するの
にどうしたらいいか、あるいは骨をと
りましたあとに、われ／＼は支柱をつ
くりまして、骨を入れますが、入れた
あとに義歯をつくつてどういふふう
にして咀嚼を回復するかといふこと
になります。と、外科医だけがやり
まして、あとの措置が非常に困るこ
とがございます。そういう場合に歯科
医の方が立ち会つてやるといふ場合
もありませんし、また歯牙疾患から來
した歯肉腫瘍とか、たとえばアダム
ノームのようなものがレントゲン診
察によつてありました場合には、まず
歯科でやつてゐる。これは特に大学
の方でやつてゐる事実でございま
す。さういふ理由で、死亡といふこと
はわれの方では起きておりません。そ
れから先は今日の例とおつしやいま
した。が、ちよつと二十三年にこの法
律が出まして、改正になりましたから
いふものは、われ／＼は死亡診断書
書いておられますので、おそらくさ
ういふことがあつたかとも思ひます
けれども、一般の医師によつて書かれ
てゐるのではなからうかと私は考
へてゐる次第であります。この提案を
いたしました理由は、先ほど申し
ましたように、かような口腔外科とい
ふものは、日本の医科医学の由來が
米國から來たものと、それから歐洲
から來たものと、ドイツから來た
ものは、基礎医学が非

ドイツから來たものは、基礎医学が非

常に盛んなために、歯科医学におきましても、口腔外科、特に歯科外科ということに関しましてはかなり日本は進歩を見つつあつたのでありますが、たまたまアメリカの歯科医学の影響を受けたと申しますか、アメリカ歯科医学の場合にはさうなことはあまり好みませんので、この法律が改正になりまして、従来われ／＼がそういうものを明確にうたつていなかったものが加えられた、こういうのが事実でございます。さうな点をひとつ御了解いただきたいと存じます。

○小島委員長 他に本案についての御質疑はございませんか。——質疑もないようですから、本案の質疑はこれで終了したものと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議もないようですから、本案の質疑は終了したものと認めます。本案に関する討論及び採決は後日に譲ります。

○小島委員長 次に日雇労働者健康保険法案を議題とし、質疑を続行いたします。——本案については他に質疑もないようですから、本案についての質疑は終了したものと認めてよろしゅうございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議ないようでございますから、本案の質疑は終了したものと認めます。本案に関する討論及び採決は後日に譲ります。

本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時十分散会

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局